団体の概要（ＮＧＯ/ＮＰＯ用）

団体名	（財）世界自然保護基金ジャパン	（特非）市民がつくる政策調査会
在地	〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル 6F TEL:03-3769-1713 FAX:03-3769-1717 Ｅ-mail: kusakari@wwf.or.jp	〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3 半蔵門ｳｯﾄﾞﾌｨｰﾙﾄﾞ 302 号 t.03-5226-8843 f.03-5226-8845 Ｅ-mail: kobayashi@c-poli.org
ホームページ	http://www.wwf.or.jp/	http://www.c-poli.org
設立年月	昭和４６年９月　＊認証年月日（法人団体のみ）昭和４６年９月２２日	1997 年２月　＊認証年月日（法人団体のみ）2002 年７月
代表者／担当者	樋口隆昌／草刈秀紀・花輪伸一	石毛 えい子／小林幸治
組　織	スタッフ５８名 個人会員 20627 名　法人会員 200 社	スタッフ５名 個人会員１５７　団体会員１１　その他会員（賛助会員等）２２
設立の経緯	世界の自然保護事業に協力し、自然保護思想の普及を図り、もって自然環境の保全による人類の福祉に貢献することを目的とし発足。	時代は明らかに市民の自立性が高い社会の形成に向けて動いています。その要因のひとつとして特定非営利活動促進法が施行され、福祉、環境、人権、国際協力、まちづくりなど様々な分野で活動する市民団体が法人格を取得する道が開かれ、さらなる活動の発展が期待されています。 一方行政においては、分権一括法や介護保険法の制定などにより分権化が進み、自治体による政策開発が試行されようとしています。その実現には行政・政治情報の公開や市民の参加なくしては成立しないものと考えます。しかし、いまだ不十分なしくみや活動条件のもとでは、市民社会の多様で重層的な市民活動の政策テーマとその解決方法を促進する手法が重要であり、そこで本会を設立し活動することとしました。
団体の目的	本会は、自然保護のための調査研究、ＷＷＦインターナショナルへの協力及び自然保護事業の助成、国及び地方公共団体から委託された事業、関係諸団体との連絡協議会の開催、自然保護思想の普及及び啓発、目的達成のための資金募集などの活動を行う。	本会は、市民生活および市民団体の活動における主要な課題について、その解決に向けた調査研究その他の諸活動を行うとともに市民・団体への支援を行い、市民社会の成熟に寄与することを目的とする。
団体の活動プロフィール	・ＷＷＦは、100 を超える国々で活動する世界最大の自然保護 NGO（非政府組織）で、民間の団体。 ・1961 年に、絶滅の危機にある野生生物の保護を目的としてスイスで設立され、次第に活動を拡大して、現在は、地球全体の自然環境の保全に、幅広く取り組んでいる。 ・現在、絶滅危機種の保護や、地球全体の生物多様性を守るために選定された最も重要な地域の保全、森林や海洋の持続可能な開発の推進、地球規模の環境問題である気候変動や化学物質による汚染を食い止める活動を行なっている。 ・３つの使命 世界の生物多様性を守る 再生可能な自然資源の持続可能な利用が確実に行なわれるようにする 環境汚染と浪費的な消費の削減を進める	これまでの活動として、 ①市民政策プロジェクト：これまで２２テーマで設置し活動 ②市民政策円卓会議：これまで４３回開催 ③市民政策提案フォーラムの開催：これまで９回開催 ④機関誌「市民政策」の発行：これまで４２号発行 の４つを柱として、多様な市民団体との協力により取組んでいます。 関連分野としては、 ○「ＮＰＯ法･市民セクター形成」検討プロジェクト ○「有害化学物質による身体影響に係る法制化」検討プロジェクト ○「自然海岸の保全制度」検討プロジェクト ○「行政執行過程への市民参加」検討プロジェクト ○「合意形成の手法に係る手続き・制度等及び教育の役割」検討プジェクト などがあり、そのうち「シックハウス対策法案」などとして法案化されたものもあります。

活動事業費（平成17年度）654百万円／活動事業費（平成17年度）17百万円

提 言

政策のテーマ　　環境影響評価制度における市民参加モデル

団体名：世界自然保護基金ジャパン
市民がつくる政策調査会
担当者名：草刈秀紀・花輪伸一・小林孝治

■政策の分野
・⑦環境アセスメント
・⑩環境パートナーシップ
■政策の手段
①法律及び国際条約の制定・改正、②制度整備及び改正、⑥調査研究、技術開発、技術革新、⑬国民の参加促進

① 政策の目的

「環境影響評価（環境アセスメント）手続き」に関する市民やＮＧＯ等、利害関係者の参加事例を調査し、将来必要な戦略的環境アセスメント制度における市民参加モデルを提案する。このモデルをもととして「戦略的アセス」制度において構想や計画の段階からの市民参加が可能となる政策を立案する。この政策によって、事業計画の検討において効果的な環境配慮が行なわれることを目的とする。

② 背景および現状の問題点

■事業段階での環境アセスメントでは限界がある

現行の「環境影響評価法（環境アセスメント法）」は、港湾計画を除いて事業計画段階での環境アセスメント制度である。そのことにより、様々な事業の可能性を示した複数案の比較検討による評価や事業を実施しない“ゼロオプション”の検討等は、行なわれず、環境影響評価の結果として為される事業計画の変更や環境保全措置も軽微なものに留まり、十分な対策が採られないケースが多い。1990年代初頭より「持続維持可能な開発」が求められているにも関わらず、環境アセスメントにおいては制度設計が立ち遅れており、早急に戦略的環境アセスメントの制度化が必要である。

現在、環境省においてゼロオプションも含めた複数案の比較検討等を行なう戦略的環境アセスメントの共通的ガイドラインの検討が行なわれているが、制度の実際の運用にあたっては、市民・ＮＧＯ等の積極的な関与を得ることが不可欠である。

昨今、行政計画等への市民・ＮＧＯなどの参加が進められている。現行の環境アセスメント制度においても、公聴会等の開催により意見の聴取が行われている。しかし、その意見の反映等については不十分なケースも少なくない。その原因のひとつとして市民やＮＧＯの参加目的が明確でなく、参加手法（制度）の構築がなされていないことがあげられる。

③ 政策の概要

本提案では、現行の環境アセスメント制度にもとづく市民・ＮＧＯの参加事例の調査に基づき、新たな戦略的環境アセスメントを含め、環境アセスメント制度における市民・ＮＧＯ(利害関係者等)の参加の仕組みについて、市民・ＮＧＯ参加の視点から示し、専門家、行政関係者と意見交換を行うことにより、その制度設計を目指す。

【第１段階】環境アセスメント事例の探求

これまで実施されてきた環境アセスメントから、市民・ＮＧＯ等利害関係者の参加事例（先進的事例も含む）を抽出し、その課題・評価・分析を行う。

【第２段階】

【第一段階】により見出された事例から、環境アセスメント制度における市民・ＮＧＯの参

加の仕組みの設計を試み、諸外国事例等との比較を行なう。
【第２段階】で提示した事例及び試案を公表するとともに、専門家、行政関係者と意見交換を行い、共同で新たな制度の設計を目指す。
　また､持続維持可能な開発に向けた制度的取り組みとその環境保全効果等に関して多くの市民・専門家等との意見交換及び啓発活動を行う。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

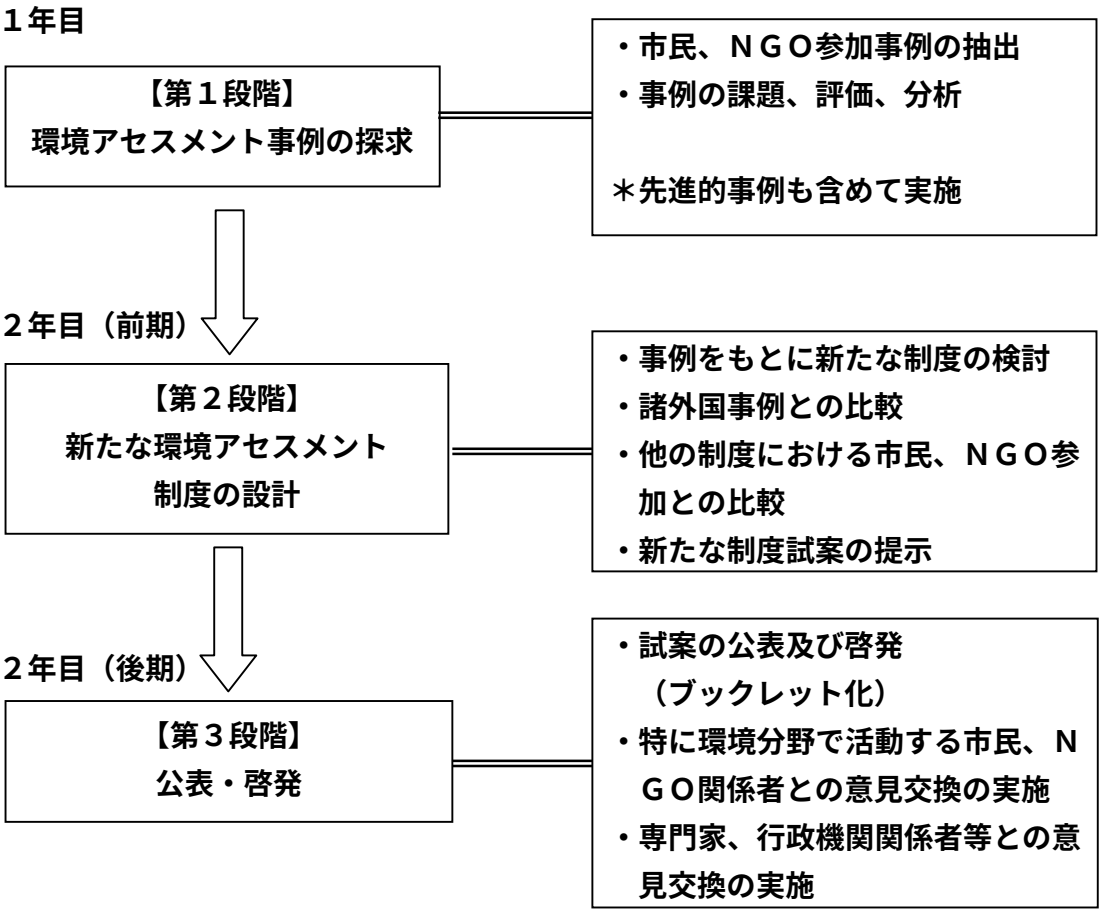

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）
＜ＮＧＯ＞
○WWＦジャパン
○市民がつくる政策調査会
＜ワーキングループ＞
○WWＦジャパン
○市民がつくる政策調査会
○日本自然保護協会
○日本野鳥の会
○ほかＮＧＯ10団体程度
＜関係企業等＞
○環境アセスメント協会および会員企業（環境アセスメントコンサルティング会社）
○環境アセスメント学会
＜意見交換を行なう関係行政機関＞
○環境省
○国土交通省
○地方公共団体　他

※諸外国事例と比較については、行政機関の研究調査結果を活用するほか、関係企業、学会等の協力を得る。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

〇積極的な市民・ＮＧＯの参加を促進することによる政策・計画段階からの環境アセスメントの効果的な実施による、持続維持可能な開発の実現
〇政策・計画段階からの市民・ＮＧＯの参加による公共事業等への市民合意の構築
〇環境アセスメントへの市民・ＮＧＯの参加の促進

⑦ その他・特記事項

特になし